

# 評議員及び役員の報酬等に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等 報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 この法人が別に定める役員等費用弁償規程及び旅費規程において支給されるものをいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## （報酬等の支給）

第3条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。報酬以外の報酬等についても支給しない。

2 役員の報酬等に関しては、定款第21条の規定にかかわらず、当分の間無報酬とする。ただし、報酬等を支給する場合には、評議員会において定める総額の範囲内で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

## （公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## （改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は決議の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。